# 真庭市文化財資料(民具等)収集方針

令和3年(2021年)6月

真庭市教育委員会

# 真庭市文化財資料(民具等)収集方針

### (まえがき)

平成17年(2005)に9か町村が合併してできた真庭市は、旧町村それぞれに長い歴史があり、多くの先人の努力と英知によって、文化、歴史、風土、習慣、もの、自然を引き継いできました。「真庭ライフスタイル」(多彩な真庭の豊かな生活)の実現を目指し、この誇るべき財産を守り、まちに誇りを持ち、まちを愛することで、次世代に引き継がなければなりません。

真庭市を形成した先人の記録・資料として所有・保存してきた文化財資料を適正に 整理、保存することで収蔵資料の価値を高めるとともに、歴史・文化を明らかにして いく必要があります。

真庭市が所有する文化財資料に関しては、明確な方針もなく、これまで全て保存が原則として多くの資料を受け入れていた経過もありました。現状として、民具等については資料の重複等もあり、整理、保管、展示が困難となっています。

今回、民具等の文化財資料の収集について見直し、既に収蔵している民具等の資料 の再整理を進めるとともに、郷土文化の理解と未来へ引き継ぎ、学術研究・教育に活 用すべき重要な資料を伝承するために、この方針を制定します。

#### (目的)

この方針は、真庭市文化財資料(民具等)収集について、必要な事項を定めること を目的とする。

#### (資料の収集基準)

真庭地域の特性として、歴史、文化、民俗、風土、習慣など暮らしの推移を理解す

るために以下の場合に必要な民具等の収集を行う。

- ①民具等として、重要な価値があるもの
- ②使用人物や背景が分かり、特に保存が必要なもの
- ③墨書など来歴(購入や使用の経過等)が残り、特に保存が必要なもの
- ④民具等の素材が歴史・民俗の解明上必要となるもの

ただし、既に収集している資料と同種及び同等未満の資料は収集しない。

# (資料の処分基準)

真庭市として必要又は活用する資料を保存することを前提とした上で、他の機関との連携も考慮し、必要最低限の範囲で、以下の場合に資料の処分(譲渡及び廃棄)を行う。

- ①他の関係機関に譲渡することにより、教育活動などでの再活用が見込まれるもの
- ②損傷が著しく、展示・調査研究が困難なもの
- ③現に資料館等で展示しておらず、将来的にも展示や活用が見込まれないもの
- ④類似(同等以上)する資料が複数存在し、展示用として必要ないもの

ただし、体験活動等で活用が見込まれる種類の民具等については、保存(展示)用 の資料以外に活用可能民具として複数所有しておく。

なお、寄託された民具は市に所有権がないため、処分対象から除く。

なお、古文書や出土品(出土遺物)類については、本方針の対象外とする。

#### (資料の収集及び処分に関する留意事項)

資料の収集及び処分に際しては、寄贈者やその遺族等の心情に配慮したうえで、文 化財資料が市民の共有財産であることを念頭に手続きをとることが求められる。

## (具体的な手続)

- (1) 生涯学習課において、所有する民具等の中から処分候補となる資料を選別 ※寄贈の有無等を問わず、民具が備える価値により判断する。
- (2) 民具の処分候補リストを作成
- (3) 作成した処分候補リストについて、教育委員会事務局内部で確認
- (4) 文化財保護審議会や有識者に処分候補リストの妥当性について意見照会
- (5) 処分候補リストの確定
- (6) 作成した処分リストを基に、市内各小中学校等の関係機関に、展示・活用等要望を確認
- (7) 上記の要望がなかった場合、寄贈者及びその遺族等に対して、処分後の資料 引取りの意向を確認
- (8) 寄贈に由来する民具の処分後の取扱いがまとまり次第、処分に関する決裁
- (9) 譲渡を希望する寄贈者及びその遺族等への引渡し
- (10) 残りの資料について、期間を定め、市民周知(公募等)の上、活用の要望がある場合は譲渡を実施(活用条件は問わない)。
- (11) 期間が終了し、引取りのなかった民具については市で廃棄処分を実施